

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成二十五年三月二十九日

三重県規則第六十二号

※指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和3年三重県規則第79号)による改正後

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布します。

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の基準)

第三条 条例第三条第一項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

二 療養病床に係る病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法（指定介護療養型医療施設の当該従業者の勤務延べ時間数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定介護療養型医療施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた数

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上

六 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 条例第三条第二項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、一以上

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 介護支援専門員 一以上

3 条例第三条第三項各号に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

イ 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。)にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟(イの規定の適用を受けるものを除く。)にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上

七 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

4 前三項の入院患者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定介護療養型医療施設の指定を受ける場合にあっては、推定数によるものとする。

5 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数は、第一項第六号及び第三項第七号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。

6 第一項第六号、第三項第七号及び第五項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができる。

7 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

8 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

(設備の基準)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 療養病床に係る病室の一室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及び当該入院患者の家族が談話を楽しめる広さを有すること。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

七 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第五条 条例第五条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 療養病床に係る病室の一室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者及び当該入院患者の家族が談話を楽しめる広さを有すること。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

七 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

第六条 条例第六条第二項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の一室の病床数は、四床以下とすること。

二 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）としなければならない。

五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

六 デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有すること。

七 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとする。

八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

（文書の交付に代えて行う重要事項の提供の方法）

第七条 条例第七条第二項の規則で定める方法は、次項に定めるところにより、入院申込者又は当該入院申込者の家族の同意を得て、同項の重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を電子情報処理組織（指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該入院申込者又は当該入院申込者の家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と入院申込者又は当該入院申込者の家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入院申込者又は当該入院申込者の家族の閲覧に供し、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって作成するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項の方法により重要事項の提供をする場合においては、あらかじめ、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。
 - 一 前項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 電磁的方法は、入院申込者又は当該入院申込者の家族が当該入院申込者又は当該入院申込者の家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第二項の同意を得た指定介護療養型医療施設の開設者は、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族から文書又は電磁的方法により重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入院申込者又は当該入院申込者の家族が再び同項の同意をした場合は、この限りでない。
(利用料等)

第八条 条例第十条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 居住に要する費用（旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号。以下「特別な居室等の提供に係る基準」という。）に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 特別な居室等の提供に係る基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 理美容代
 - 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入院患者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 条例第十条第四項の規則で定める費用は、前項第一号から第四号までに掲げる費用とする。
 - 3 前項の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）に定めるところによるものとする。
(施設サービス計画の実施状況の把握の方法等)

第九条 計画担当介護支援専門員は、条例第十二条第十項の規定により同条第九項に規定する実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）をする場合には、次に掲げる方法によるものとする。

- 一 定期的に入院患者に面接すること。
- 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

- 2 条例第十二条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。
- 一 入院患者が介護保険法第二十八条第二項の要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入院患者が介護保険法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (療法等及び医薬品)

第十条 条例第十三条第六項の規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成十二年厚生省告示第百二十四号）に定めるものとする。

- 2 条例第十三条第七項の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成十二年厚生省告示第百二十五号）に定めるものとする。

(条例第十六条第二項の規則で定める規定)

第十一条 条例第十六条第二項の規則で定める規定は、第十八条から第三十一条までの規定とする。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第十二条 条例第十七条の規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、当該患者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該患者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対し情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 三 条例第二十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- 四 条例第二十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録を行うこと。

(施設の運営についての重要事項)

第十三条 条例第十八条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 四 施設の利用に当たっての留意事項
- 五 非常災害対策
- 六 虐待の防止のための措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第十四条 条例第二十一条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成十八年厚生労働省告示第百六十八号）に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又は再発防止のための措置)

第十五条 条例第二十五条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止に係る対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すること。
- 四 従業者に対し、事故発生の防止のための研修を定期的実施すること。
- 五 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録）

第十六条 条例第二十六条第二項の規則で定める記録は、次に掲げるとおりとする。

- 一 施設サービス計画
- 二 第二十一条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 条例第十一条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 条例第十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 条例第二十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 条例第二十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（その他運営に関する基準）

第十七条 条例第二十七条の指定介護療養型医療施設の運営に関し必要な基準は、次条から第三十一条までに定めるところによるものとする。

（サービス提供困難時の対応）

第十八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者から指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合は、当該入院患者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項の被保険者証に介護保険法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第二十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、要介護認定の申請をしていない患者に対しては、当該患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、患者の入院に際しては当該入院の日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては当該退院の日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（保険給付の請求のための証明書交付）

第二十二条 指定介護療養型医療施設の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない指

定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に交付しなければならない。

(機能訓練)

第二十三条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(栄養管理)

第二十三条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十三条の三 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十四条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって、看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設の開設者は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対して、当該入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十五条 指定介護療養型医療施設の開設者は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、食堂で食事を行わせるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十六条 指定介護療養型医療施設の開設者は、必要に応じ、入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者及び当該入院患者の家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第二十七条 指定介護療養型医療施設の開設者は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておかななければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保し

なければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設の開設者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（協力歯科医療機関）

第二十八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護療養型医療施設との間で、入院患者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第二十九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、条例第十八条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（地域との連携等）

第三十条 指定介護療養型医療施設の開設者は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（会計の区分）

第三十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（電磁的記録等）

第三十二条 条例第二十八条第一項の規則で定める規定は、第十九条第一項及び第二十一条第一項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第三条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、一以上

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの一については看護職員とするものとする。

三 介護支援専門員 一以上

3 当分の間、第三条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第三条第三項第四号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と、同条第九項中「第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」とあ

- るのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。
- 5 病床転換による旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する旧療養型病床群をいう。）であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年厚生省令第三号）附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
 - 6 病床転換による診療所旧療養型病床群（平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいう。）であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第三十五号）附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
 - 7 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第六条第一号中「四床」とあるのは、「六床」とする。
 - 8 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第六条第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。
 - 9 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。
 - 10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、令和六年三月三十一日までの間は、第三条第三項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 一 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上
 - 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
 - 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
 - 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
 - 六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上
 - 七 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）
 - 11 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第四条第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
 - 12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、令和六年三月三十一日までの間は、第六条第

四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあっては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル以上」とする。

- 13 当分の間、第三条第三項第二号ロ中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。
- 14 医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあっては、当分の間、第六条第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県規則第十八号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十六日三重県規則第七十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。）第五条（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第五条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。）第五条（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十二條（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第七条、第三十三条、第四十二条、第四十九条、第五十六条、第六十三条、第八十四条、第九十一条、第一百四條、第一百二十條、第一百三十條、第一百四十一條、第一百五十五條及び第一百六十三條、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第十条及び第三十四条、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第十三條及び第三十六條、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設基準規則」という。）第十三條、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第三十四条、第四十三条、第五十條、第五十七條、第七十六條、第八十四條、第九十七條、第一百四條、第一百二十四條、第一百三十五條、第一百四十九條及び第一百五十七條並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院基準規則」という。）第十三條及び第三十六條の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるとおりとする」とあるのは「次に掲げるとおり（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とし、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を

定めるよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十二条第三号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第九条第三号、新特別養護老人ホーム基準規則第八条第三号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十一条第三号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十四条第三号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十四条第三号及び新介護医療院基準規則第十四条第三号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること」とあるのは「研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めること」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 4 この規則の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十三条第五号（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十条第五号、新特別養護老人ホーム基準規則第九条第五号（新特別養護老人ホーム基準規則第二十八条、第三十四条及び第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第十二条第五号（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第十五条第五号（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第十五条第五号及び新介護医療院基準規則第十五条第五号（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「担当者を置くこと」とあるのは「担当者を置くよう努めること」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に係る経過措置)

- 5 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準規則第十九条第三項（新軽費老人ホーム基準規則附則第二十二項及び附則第二十九項において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第十五条第三項、新特別養護老人ホーム基準規則第十八条第三項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十七条第四項（新特別養護老人ホーム基準規則第三十八条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準規則第三十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準規則第三十九条において準用する場合を含む。）、第六十六条第三項（新指定居宅サービス等基準規則第六十八条、第八十一条、第八十七条、第一百一条、第一百一十一条の三、第一百五十五条及び第二百二十八条において準用する場合を含む。）、第一百十条第四項、第一百三十六条第四項及び第四百九条第四項（新指定居宅サービス等基準規則第一百五十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十六条第三項及び第三十九条第四項（新指定介護老人福祉施設基準規則附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十七条第三項、新指定介護予防サービス等基準規則第三十六条の十三第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第四十条において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準規則第九十四条、第一百四条の三、第一百四九条及び第二百二十二条において準用する場合を含む。）、第一百条第四項、第二百二十七条第四項及び第四百十条第四項（新指定介護予防サービス等基準規則第一百五十三条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第二十九条第三項及び第四十一条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなけれ

ば」とする。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新特別養護老人ホーム基準規則第二十一条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第四条第一項第四号イ及び第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとし、新特別養護老人ホーム基準規則第三十五条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準規則第三十条第一項第四号イ及び第三十八条において準用する第二十七条第二項の基準を満たすほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十一条第一号イ(4)又は第三十五条第一号イ(4)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定居宅サービス等基準規則第百二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新指定居宅サービス等基準規則第八十八条第一項第三号及び第百十条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 9 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第百二条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第三十二条第一号イ(1)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第三条第一項第三号イ及び第三十九条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十二条第一項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護予防サービス等基準規則第九十五条

第三項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新指定介護予防サービス等基準規則第八十一条第一項第三号及び第百条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 13 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この規則による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第九十五条第三項第一号イ(3)の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 14 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の二（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の二及び新介護医療院基準規則第二十四条の二（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 15 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第二十四条の三（新指定介護老人福祉施設基準規則第四十条及び附則第八項において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第二十四条の三（新介護老人保健施設基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第二十三条の三及び新介護医療院基準規則第二十四条の三（新介護医療院基準規則第四十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。